

平成 31 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 31 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 31 年 3 月 14 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田 伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	欠 席
会 計 課 長	森 隆志 君	固定資産税係長	工藤 政昭 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	発議第 3 号	東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
日程第 2	(削 除)	
日程第 3	議案第 15 号	平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 10 号) (委員長報告、質疑、討論、採決)
日程第 4	議案第 17 号	平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (委員長報告、質疑、討論、採決)
日程第 5	議案第 21 号	平成 31 年度東彼杵町一般会計予算 (委員長報告、質疑、討論、採決)
日程第 6	議案第 22 号	平成 31 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算 (委員長報告、質疑、討論、採決)
日程第 7	議案第 23 号	平成 31 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算 (委員長報告、質疑、討論、採決)
日程第 8	議案第 24 号	平成 31 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

- (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 議案第 25 号 平成 31 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 10 議案第 26 号 平成 31 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 11 議案第 27 号 平成 31 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 12 議案第 28 号 平成 31 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 13 議案第 29 号 平成 31 年度東彼杵町水道事業会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 14 議案第 30 号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 31 号 彼杵小学校空調設備設置工事請負契約について
- 日程第 16 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
- 日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

6 閉会

開 会（午後 2 時 23 分）

○議長（後城一雄君）

みなさん、こんにちは。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。会議を始めます前にお知らせします。税務課長が確定申告のため欠席いたします。税務課長に代わりまして工藤固定資産税係長が出席いたします。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから議事に入ります。

日程第 1 発議第 3 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

日程第 1、発議第 3 号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今回は、大石俊郎議員、立山裕次議員を賛成者としております。発議第 3 号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。今回の発議は、別紙のとおり地方自治法第 112 条並びに会議規則第 13 条の規定により提出をします。

提出の理由を申し上げます。本町においては、平成 17 年 12 月議会で、議員定数 16 名を 12 名に、平成 26 年 9 月議会で 12 名を 11 名に削減し、今日に至っております。当時の議員定数削減の主な理由は、今後も続く人口減少と厳しくなる財政状況を見据えたものでございました。これまで、総務厚生常任委員会においても、適正な議員定数とあるべき議会の姿について、多くの時間を費やし、町民の意見を収集するなど調査・検討を行ってまいりました。

この度の統一地方選挙（町議会議員選挙）において、更なる議会改革と議員定数削減が必要不可欠との結論に至り、現行の条例定数を改正するものでございます。

条例改正の主な理由は三つ挙げております。

①今後も続く人口減少を考慮し、現在 7,000 人まで減少しております。人口規模に対して適正な議員定数が望ましいと思われるからです。

②自主財源の柱である地方交付税等の減額による、厳しい財政状況が今後も続くことが想定され、議員自らも身を切る覚悟が必要と思われるからです。

③12 名以下の少定数議会における奇数定数議会の弊害と懸念されていた議長裁決が、実際、これまでも多数発生しております。したがって、議長の中立公正性が著しく保たれていないからです。

裏面をご覧ください。東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正いたします。本則中「定数は 11 人」を「定数は 8 人」に改める。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するというところでございます。新旧対照表も添付しておりますので見てください。なお、議員定数を 3 名削減して 8 名の定数に条例改正するこの度の発議の背景には、来月行われる町議会議員選挙において、町の将来を担う若手議員の立候補者が少なく、議員の高齢化が予想されております。また、これまで当町は、女

性議員を一人も選出されていないことを鑑み、議員報酬を増額することにより、政治に関心のある若者や主婦等が議員への挑戦意欲が期待されると考えておりますので、その点も考慮していただき、また、お汲み取りいただき、常識ある判断で然るべき決定をお願いいたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

この発議なるもの、実は私、今日始めて見ました。この文面に書いてございますように、この件につきましては、ご承知と思えますけれども、十分な議論を尽くした上、5年前でしたか、折衷案という形で1名減ということでございます。その後また、前回選挙前にも係る議案が提出されたかと思っております。その経緯につきましても、可決には至らなかった。全く同じ状況下に現在あるわけです。つまり、これは私の基本理念と全く違いますから、当然、反対してきました。つまり、この整合性について、大方の理解が得られなかったと解することができると思っております。そうしますと、この整合性を立証するためには自らそれを示す必要があるのではないかと、私は、かように思ったわけでございます。つまり、ここに書いてある3名が、もし辞められれば8人になるわけですね。もしそれが可能でないならば、少なくとも発議者あたりが身をもって示すこと。そうしますと、整合性を証明する形になるのではないかと、私は今勝手に思ったんですけどいかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

提出者、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

私が辞めて姿勢を示せというような、質問やら、意見やらよく分かりませんが、私はこの在籍中に、こういった議会改革をしようという思いで、この発議もさせていただいております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に、7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この議員定数削減につきましては、先ほど、同僚議員からも意見がありましたように、9月の議会、それとまた、今期最初の議会あたりでも、削減をしないということで可決をしているわけです。そしてまた、よりによって、後もう1か月もすれば統一選挙という時に、今の時期になって、なぜこういうのを出されるのかというのが、まず疑問に思うわけです。やはり定数によって新たな立候補者というのは、定数を考えて、確かに立候補されるのではなかろうかと私は思っております。時期がまたおかしいのではなかろうかと思っております。それと、2番目に書いてありますように、議会自ら身を切る覚悟が必要と掲げておられますけれども、先ほど言われましたように、25万円程に報酬を上げてというのは、全然、整合性になっていないとそういうふうに思うわけです。その辺りは、なぜ今回、今の時期になってされたのか、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

提出者、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

この提出の理由は、来月の統一地方選挙、すなわち町議会議員選挙が行われます。ちまたの噂では、今、定員 11 に対して、ほぼ同数の方が手を挙げておられます。先ほど追加して、なお、というところで発言をさせていただきましたが、これまで女性議員が一人もいない。そしてまた、40 代から 50 代の若者が一人もいない。私も実は、議員暦 20 年をさせていただいておりますが、この中で私より若いのは 3 名です。そういった状況がずっと続いている状況で、ここで私がこういった条件を出すということは、若い議員に手を挙げて欲しいという思いです。それは、議員定数を減らして、その減らした数字で、この後、発議の予定なんですけど、議員の待遇を 5 万円アップして、そしたら若い議員さん、あるいは主婦の方が出馬する意欲が出られるのではないかなと、そういう思いで発議をさせていただきました。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

何回も繰り返すようですが、やはりこの議会というのは、あらゆる職種の方が多くいて、議論をして一定の方向性を見出すのが本質だと私は思っております。特に定数が減ってくれば、郡部の方の、中心部から離れた所の皆さんが出にくい環境を作り出すことにも繋がってくるし、やはり、均衡を保っていくためには、ある程度定数がいて、議論をして進めていくというのがあります。それとまた、委員会構成においてもいろんな問題が生じてくると思いますが、今まで、発議者もそういった議会を通して委員会構成だ、そういった諸々の意見だ、そういったことを先ほどありましたように、20 年間通して感じてきておられると思いますが、その辺はどう考えておられるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

提出者、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

まず、委員会の構成につきましては、これは、いくつ委員会があっても兼任して委員会委員になれば充分可能であります。このタイミングは、告示前にやらないと、告示の後にこれをやっても意味がないんですよ。ですから、今の時期しかないんですよ。また、前回は 11 名を 10 名にということで、2 度否決をされました。1 回目は、ここにおられる岡田議員が 1 回されたと思います。その後、総務厚生常任委員会でもしました。2 回とも 11 名を 10 名にということで 2 回否決をされました。今回は、11 名を 8 名にという新たな発議でございます。その点ご理解いただきたいと思いません。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

先ほど、発議者の方が今回 3 名減らして、もし、これが通れば新たに 5 万円を報酬アップして、若い人たちが活躍できる場にしたいというようなお話をされたんですけど、3 人減らして 5 万円アップという場合の、その時の報酬額全体は、現在よりも増えるのか増えないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

提出者、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

3名減らして、5万円アップしても、現在の報酬の、11名そのままいくよりも減ります。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

他にないので、これで提出者に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています発議第3号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

始めに、本案に反対者の発言を許します。10番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

これは、ずっと毎回毎回申し上げておりますが、民主制度の根幹たる議会機能を低下させるような行為を、議員自ら行うべきではないと私は思っております。よって反対いたします。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。6番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。ここに、3点書いてありますが、その他にも議会改革という言葉が叫ばれて何年も経っております。現に、東彼杵町も以前は特別委員会がございました。私も定数削減だけが議会改革とは思っておりません。ただ、8,000人を切る人口のなかで、議員だけが今までと同じということは、議員の資質の低下にも繋がると思います。そのために、お互いに切磋琢磨して議員の資質を上げていくためにも、今回の定数削減というのは、議会改革の一つになると思っておりますので賛成いたします。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に反対者の発言を許します。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。9番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私は、発議第3号に賛成の立場です。思い起こせば、今から5年前の平成26年6月、町民有志でつくる、東彼杵町議員定数を削減する会が約50名の手によって作られ、有権者の約40%に及ぶ2,807名の有効署名を集め、同年8月に町長に要請をいたしました。町長はそれを受けて議会に提案をされましたが、当時の議会は、賛成4、反対6の反対多数で定数12を10に減らす条例は否決をされました。その否決を受けて、議員定数を削減する会は住民投票の実施を目指しました。住民

投票はなりませんでしたが、結果として同年 12 月、定数 11 人に議員報酬を 10%カットということで現在に至っております。

それから 5 年の時が流れ、人口も当時の約 8,500 名から現在 8,000 名を切り、着実に年間 100 名程度のペースで減少しております。一方、佐世保市の隣にある佐々町は、わが町より人口 5,000 名多い、約 1 万 3,000 名の町であるにもかかわらず、今から 10 年前の平成 21 年から 10 人の議員で議会活動を行っており、議会としての役目をきちんと果しておられます。当時反対された議員の意見の中には、二つの常任委員会を維持するには 12 人が必要。さまざまな声を反映するため減らすべきではない。人口を増やす対策は必要。議員が減ったら地方交付税も減少する、これはどうかわかりませんが。など、反対意見が述べられました。

地方交付税も着実に減り、来年 4 月には水道料金 20%アップを町民の方々にお願いする状況になってきております。私は、反対される議員の意見にも耳を傾ける必要があるとは思いますが、そのような状況の変化の中で、議会が、議員が今までより 120%、130%活動していくことが、今、求められているのではないかと考えております。

4 月に行われる町議会議員選挙、このままで行くと無投票が今取りざたされています。厳しい財政状況を省みた時に、現状の議会費を上げるわけにはいきません。しかしながら、議員としての魅力アップ向上も必要であります。議員定数を減らすことと議員報酬アップ、この両輪が秘訣であります。先ほど発議者からもありました議員定数を 3 つ減らして 8 にする。議員報酬を 5 万円アップする、トータル歳費は約 300 万円の削減となります。いずれにしても、今の町民の民意はどこにあるのかなと私も聞いてまいりました。もう、10 よりも定数を 8 にすべきという意見の方が、私の耳に入ってくるなかでは大多数であります。もし、仮にその民意が間違っていたとしても大多数の町民の意見に耳を傾けていくこと、これが民主主義のあるべき姿と考えております。よって本案に賛成をいたします。以上であります。

○議長（後城一雄君）

次に、反対者の討論を許します。ありませんね。

○議長（後城一雄君）

次に、賛成者の討論を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第 3 号を採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

ただいまの起立者の数が 5 名です。したがって、可否同数ということになりますので、地方自治法第 116 条第 1 項により議長が裁決をいたします。

本案については、議長は否決と裁決いたしました。したがって、発議第 3 号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、否決されました。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 46 分）

再 開（午後 2 時 51 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、発議第 4 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、提出者から撤回の申し出がありましたので、許可をいたしました。つきましては、日程第 2、発議第 4 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、議事日程から削除いたします。

日程第 3 議案第 15 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 4 議案第 17 号 平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 3、議案第 15 号平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）、日程第 4、議案第 17 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

それでは、委員会報告書を朗読いたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 15 号 平成 30 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 10 号）

2 審査年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長、教育次長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1 億 2364 万 5000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 49 億 631 万 3000 円とするものである。

歳出では決算見込みによる減額が主であるが、その他、ふるさと応援寄附金謝礼 500 万円、プレミアム付商品券事業費 114 万 9000 円等である。

歳入の主なものは財政調整基金繰入金△7766万3000円、国庫支出金△1417万9000円等である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

次に、

1 付託された事件

議案第17号 平成30年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

2 審査年月日

平成31年3月7日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ156万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5821万1000円とするものである。

歳出の主なものは介護給付費準備基金積立金135万3000円、歳入の主なものは国庫支出金135万3000円である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置であると認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号平成30年度東彼杵町一般会計補正予算（第10号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号平成30年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正

予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号 平成31年度東彼杵町一般会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第5、議案第21号平成31年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

31年度予算でございますけれども、ご存知のように、今回は4月の町長選を控えておりますので、予算が骨格予算となっておりますので、簡単な報告になると思いますが、ご理解をお願いしたいと思います。

それでは朗読いたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第21号 平成31年度東彼杵町一般会計予算

2 審査年月日

平成31年3月7日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長、教育次長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

31年度当初予算は、本年4月の町長選挙を控え、選挙後に新規事業、政策的事業等が改めて編成計上されるため、人件費・公債費・扶助費等義務的経費、行政経費、継続的建設経費等が計上された骨格予算であり、歳入歳出予算の総額が、それぞれ対前年度比1億3100万円減の43億8500万円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、合併浄化槽設置補助金の上乗せ期間が本年3月で終了することから、今後数年間は継続するようにとの強い要望がありました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 21 号平成 31 年度東彼杵町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 22 号 平成 31 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 7 議案第 23 号 平成 31 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 8 議案第 24 号 平成 31 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 9 議案第 25 号 平成 31 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 6、議案第 22 号平成 31 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算、日程第 7、議案第 23 号平成 31 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 8、議案第 24 号平成 31 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 9、議案第 25 号平成 31 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 4 件を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

それでは朗読いたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 22 号 平成 31 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長、教育次長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

31 年度当初予算の歳入歳出の総額は、それぞれ 36 万円となっており、慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

次に、

1 付託された事件

議案第 23 号 平成 31 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長、教育次長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

31 年度当初予算の歳入歳出の総額は、それぞれ対前年度比 2.14% (2630 万円) 減の 12 億 500 万円となっている。

歳入の主なものは国民健康保険税 1 億 8944 万 6000 円、県支出金 8 億 9941 万 1000 円等で、歳出の主なものは保険給付費 8 億 8330 万円、国民健康保険事業費納付金 2 億 8360 万 8000 円等である。

なお、本町では、これまで国民健康保険税の算定方式を 4 方式 (所得割・資産割・均等割・平等割) としていたが、長崎県市町の保険税統一の移行状況を考慮し、平成 31 年度から保険税の算定方式が 3 方式 (所得割・均等割・平等割) に変更されている。

また、被保険者の急激な負担増緩和のため、平成 31 年度から平成 33 年度までを移行期間とした段階的保険税引き上げの配慮がなされている。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

次に、

1 付託された事件

議案第 24 号 平成 31 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長、教育次長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

31 年度当初予算の歳入歳出の総額は、それぞれ対前年度比 2.4% 減の 8 億 2000 万円となっている。

歳入の主なものは、保険料 1 億 6298 万円、国庫支出金 2 億 768 万 6000 円、支払基金交付金 2 億 1003 万 5000 円等である。

歳出の主なものは、保険給付費 7 億 4593 万 1000 円、地域支援事業費 5715 万 7000 円等である。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

次に、

1 付託された事件

議案第 25 号 平成 31 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

2 審査年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長、教育次長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を行い、その後、関係課長の出席を求め委員会を開催し、審査を行いました。

31 年度当初予算の歳入歳出の総額は、それぞれ対前年度比 0.9%減の 1 億 1100 万円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 22 号平成 31 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 23 号平成 31 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 24 号平成 31 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 25 号平成 31 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 26 号 平成 31 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 11 議案第 27 号 平成 31 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 12 議案第 28 号 平成 31 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 13 議案第 29 号 平成 31 年度東彼杵町水道事業会計予算
(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 10、議案第 26 号平成 31 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 11、議案第 27 号平成 31 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 12、議案第 28 号平成 31 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算、日程第 13、議案第 29 号平成 31 年度東彼杵町水道事業会計予算、以上 4 件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 26 号 平成 31 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 7 日、総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 31 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4800 万円で、前年度に対し 440 万円（10.1%）の増である。

歳出については、総務管理費に役務費等 12 万 5000 円、運営費に需用費及び委託料等 1339 万 1000 円、建設費に工事請負費等 756 万 9000 円、公債費に元利償還金 2678 万 8000 円、予備費 12 万 7000 円が計上されている。なお、西部クリーンセンター維持管理費については、漁業集落排水事業と処理人口比 6：4 で按分してある。

歳入については、中尾地区・西部地区の使用料 658 万 8000 円、一般会計繰入金 3476 万 3000 円、県支出金 350 万円、町債 310 万円、その他手数料及び諸収入等 4 万 9000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、工事施工に当たっては周辺住民の皆さんと良く協議した上で着手し、安全管理に努めてほしいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 27 号 平成 31 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 7 日、総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 31 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1300 万円で、前年度に対し 200 万円 (18.2%) の増である。

歳出については、総務管理費に役務費等 3 万 7000 円、運営費に需用費、委託料等 524 万円、建設費に工事請負費等 425 万円、公債費に元利償還金 341 万 7000 円、予備費 5 万 6000 円が計上されている。なお、西部クリーンセンター維持管理費については、農業集落排水事業と処理人口比 4 : 6 で按分してある。

歳入については、一般会計繰入金 690 万 4000 円、使用料及び手数料 248 万 7000 円、県支出金 190 万円、町債 170 万円、諸収入等 9000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、工事施工に当たっては周辺住民の皆さんと良く協議した上で着手し、安全管理に努めてほしいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 28 号 平成 31 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 7 日、総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 31 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 4470 万円で、前年度に対し 981 万円 (2.9%) の増である。

歳出については、総務管理費の管理に係る職員の給料、職員手当、公営企業適用化業務委託

料等 3254 万円、運営費の処理場維持管理委託料等 4209 万 3000 円、建設費の管渠工事請負費等 1 億 5493 万円、公債費の元利償還金 1 億 1481 万 4000 円、予備費 32 万 3000 円が計上されている。

歳入については、主なものとして分担金及び負担金 439 万 1000 円、使用料及び手数料 4180 万 3000 円、その他主要な財源は国庫負担金 6000 万円、一般会計繰入金 1 億 5820 万 2000 円、町債 8030 万円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、工事施工に当たっては、交通規制等周辺住民の皆さんと良く協議した上で着手し、安全管理に努めてほしいとの意見がありました。

次に、

1 付託された事件

議案第 29 号 平成 31 年度東彼杵町水道事業会計予算

2 審査年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 7 日、総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 31 年度の水道事業全体の総収入額は 3 億 6842 万 7000 円で、総支出額は 3 億 6550 万 4000 円が計上されている。

水需要の予測では、年間有収水量を 811,400 m³と見込み、水道料金収入を 1 億 3835 万 8000 円とされている。

経営部門においては、事業収益 2 億 6199 万 1000 円に対し、事業費用が 2 億 2454 万円で、3745 万 1000 円の利益額が計上されている。

資本部門においては、収入 1 億 643 万 6000 円に対し、支出では建設改良費等に 1 億 772 万 2000 円、企業債元金償還金 3323 万円、財政調整基金繰入金 1 万 2000 円で、3452 万 8000 円の不足額が見込まれ、不足額については、当年度損益勘定留保資金で補填されることになっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、工事施工に当たっては、交通規制等周辺住民の皆さんと良く協議した上で着手し、安全確保に努めてほしいとの意見がありました。

以上です。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は、先に議案番号をお知らせください。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

それぞれ、今、報告された議案第 26 号、27 号、28 号、29 号の一番最後なんです、なお、とい

うところから、同じような文章が載っております。後の二つの方は交通規制が入っているだけであって、当然、周辺住民との協議、また交通規制、安全管理というのは、これ指摘する必要があったんですか。

○議長（後城一雄君）

浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

これは、毎回、安全管理は充分にしなくてはならない。それとまた、交通規制等は特に下水道関係とかも、よく周辺住民の皆さんと協議した上でしないと、特に千綿宿あたりの公共下水道をする時にも、いろんな問題とか要望等も出ていたような話も聞いておりますので、そこは確認のために、これはわかっていることですが、指摘というよりも確認事項ということで記載をしているところでございます。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

確認をしました。起立多数です。したがって、議案第 26 号平成 31 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 27 号平成 31 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 28 号平成 31 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 29 号平成 31 年度東彼杵町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 30 号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

日程第 14、議案第 30 号町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 30 号、町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、議会の権限に属する軽易な事項について、町長への委任専決事項として、議会の指定を得る必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わり説明を行います。まず、専決処分について、地方自治法の抜粋をお手元に配布しているかと思っておりますけれども、関係法令について、まず、説明をさせていただきます。

地方自治法第 179 条でございますけれども、これが一般に、専決処分と言われるものでございます。これは、議会が成立しないときは、特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときなど、処分できる項目自体が法律に規定をされております。一方、第 180 条ですけれども、議会の権限に属する軽易な事項で、議会が特に指定したものについて専決処分ができる規定でございます。これは一般的に委任専決処分といわれております。

両者の違いは、前者の方は、専決処分できる項目が決まっていること。次の会議において議会に報告しなければならないこと。そして承認が必要なこととなっております。後者は、本来、議会の議決事項であります。軽易な事項についてあらかじめ議会のお許しを得た場合、首長限りで決定することが可能となり、後日、議会に報告すれば良いこととなっております。

今回の改正は、後者の規定に基づいて、軽易な事項についてあらかじめ議会のお許しを得るための改正でございます。

それでは、条文をご説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。第 2 条第 5 号としまして、会計年度末における決算を見通した中で、軽易な事項について、一般的に歳出不用額の減額、基金積立予算の計上、歳入減額に伴う地方債補正などとなっておりますけれども、その補正予算を専決処分すること。それと第 6 号としまして、会計年度末における法律等の改正により、町の裁量の余

地がない条例改正は、一般的に町の税条例の改正がこれに当たると思っております。これを行うことを想定しての追加となっております。

また、第3条に報告時期の特例としまして、先ほど申し上げました5号、6号につきましては、次に開かれる定例議会に報告することができる規定を追加させていただいております。

一般的に、他所の条例を見てみますと、この3条の規定がなく、うちだけが特別という訳ではございませんが、次の議会というふうに限定がありましたので、但し書で次の定例議会ということで追加をさせていただきます。

説明につきましては以上ですけれども、この議決をいただくことによりまして、町の決算、それから税の専決処分につきまして、いつも3月の全員協議会の中で、お許しをいただいている事項でございまして、そういったこともございまして、今回特別に明文化するということで、提出をいたしておりますので、ご決定をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第31号 彼杵小学校空調設備設置工事請負契約について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第15、議案第31号彼杵小学校空調設備設置工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 31 号、彼杵小学校空調設備設置工事請負契約について、次のとおり請負契約を締結することについて議決を求めます。

契約の目的、彼杵小学校空調設備設置工事。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、3848 万 400 円でございます。契約の相手方が、諫早市貝津町 1426 番地 2 でございます。会社名、株式会社三恵電業、代表取締役田村瑞男。

提案の理由が、彼杵小学校空調設備設置工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育次長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

議案 31 号につきまして、補足して説明いたします。添付の資料として A3 版の図面を 4 枚添付しております。1 枚目が設置の総括表になります。2 枚目以降についてはそれぞれのフロア、1 階、2 階、3 階、それぞれの教室に設置する平面図を添付しております。1 枚目に添付しております総括表で工事概要について説明をさせていただきます。

まず、今回、彼杵小学校に設置をいたします冷房、暖房双方の空調機器ですけれども、タイプといたしましては、個別設置型になります。この表の、上の段と下の段がありますが、下の段をご覧くださいまして、いちばん左の欄に記号というのがあります。ACP-1 から 4 まで 4 つのタイプに分かれますけれども、基本的に部屋の大きさに伴いまして出力が違います。今回、彼杵小には 4 タイプの出力のエアコンを設置するというのでございます。大きく分けまして普通教室に 12 教室、特別教室につきまして 5 つの教室に設置をする予定でございます。それぞれの教室にコントローラーを設置しまして、それぞれの教室でスイッチのオンオフができるようになっております。また、集中管理としまして、職員室の方に集中コントローラーを設置しまして、全体的な管理ができるようにいたしております。工事概要につきましては、以上です。また、工事予定期間につきましては、今回の契約におきましては、平成 31 年 3 月 31 日までといたしております。これにつきましては、当該工事におきまして文部科学省の補助金を活用するようにしております。現在、国費の繰越手続き中でありますので、一旦、平成 30 年度末、3 月 31 日までの工期設定。国費の繰越手続きが終了次第、決裁の上、6 月 30 日までの予定の工期で契約相手方であります業者の方と協議をしたいというふうに考えております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

今回、新しく工事設置をされるということなんですけど、参考意見として聞きたいんですけど、既にクーラーが設置をしてある所、1 階保健室とか、3 階の図書室とか、そこら辺を各階ごとに赤丸の付いていない部屋について、既に設置をしてある所を教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

既に設置している部屋ですけれども、まず、1階の職員室、それから1階の保健室、次の4枚めになりますけれども、パソコン室、以上の教室については、既に設置しております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そしたら、図書室はしてないわけですね。図書室。今回も予定ないんですか。図書室はしてあるんでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

大変申し訳ございません。図書室も設置済みでございます。

○議長（後城一雄君）

他に。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今回の設置は、全部で20台。そのうち、いちばん多いのがACP-2のツイン同時マルチ12台。これと同じ能力があるのが、いちばん下にある16kwで同じ冷やす能力があるんですが、このツインマルチをした場合、片方が故障の場合、どっちとも反応して障害を起こすのではないのかなと私だけが心配してますが、この辺のところはどうなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

今回、設置をしますのは、室外機1つに対して室内機が2つとツインマルチということですが、故障の形態もいろいろ考えられますけども、室外機に故障が生じた場合には当然、送風が止まりますので、ツインのタイプですとそれに伴いまして2機とも送風できないということになると思います。また、室内機のそれぞれにおきましては、同時連動型で各々個別の操作ができるわけで

はありません、2機同時に送風するということですので、どちらか一方で機器の故障になるということも考えられます。2つ同時にということも考えられます。そこについては、故障の形態に応じてメンテをすることになろうと思っております。

それから、音楽室につきましては、室外機1つに対して室内機が1つということで、ツインマルチではありません。音楽室自体、非常に面積が広がりますので、冷房能力等を建設コンサルタントの方で能力等算定いたしまして、室外機1つのものを3つということで設計になっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号彼杵小学校空調設備設置工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第16 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（後城一雄君）

次に、日程第16、常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件を議題とします。議会広報編集常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、お手元に配りました特定事件(所管事務)の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決

定しました。

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（後城一雄君）

日程第 17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 31 年第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会（午後 3 時 37 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 立山 裕次